

議案第65号

松阪市水道給水条例及び松阪市公共下水道使用料条例の一部改正について

松阪市水道給水条例（平成17年松阪市条例第288号）及び松阪市公共下水道使用料条例（平成17年松阪市条例第226号）の一部を次のように改正する。

平成29年5月25日 提出

松阪市長 竹上 真人

松阪市水道給水条例及び松阪市公共下水道使用料条例の一部を改正する条例
（松阪市水道給水条例の一部改正）

第1条 松阪市水道給水条例（平成17年松阪市条例第288号）の一部を次のように改正する。

第23条第1項中「1か月につき」を削る。

第24条第1項中「料金は、」の次に「2箇月ごとの」を、「月分」の次に「及びその前月分」を加え、同項ただし書を削り、同項に後段として次のように加える。

この場合において、各月の使用水量はそれぞれ均等に使用したものとみなし、各月の使用水量に1立方メートル未満の端数が生じたときは、前月の使用水量の端数を切り上げ、当月の使用水量の端数を切り捨てるものとする。

第24条中第2項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

2 前項前段の規定にかかわらず、管理者が必要と認めるときは、定例日以外の日又は毎月若しくは随時にメーターの点検を行い、料金を算定することができる。

第26条各号列記以外の部分中「月」を「定例日から次の定例日までの期間」に、「について異動があった」を「を開始し、廃止し又は中止した」に改め、同条第1号を次のように改める。

(1) 使用期間が15日以内のとき 0.5月分

第26条第3号を同条第6号とし、同条第2号中「月」を「定例日から次の定例日までの期間」に、「日数」を「期間」に改め、同号を同条第5号とし、同条第1号の次に次の3号を加える。

(2) 使用期間が15日を超え1月を超えないとき 1月分

(3) 使用期間が1月を超え1月と15日を超えないとき 1.5月分

(4) 使用期間が1月と15日を超え2月を超えないとき 2月分

第28条第1項中「毎月」を「2箇月ごとに」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、管理者が必要と認めるときは、毎月又は随時に徴収することができる。

別表第 2 中

「水道料金表」

を

「水道料金表

1 箇月につき」

に改める。

(松阪市公共下水道使用料条例の一部改正)

第 2 条 松阪市公共下水道使用料条例 (平成 17 年松阪市条例第 226 号) の一部を次のように改正する。

第 3 条第 2 項中「毎月」を「2 使用月ごとに」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、管理者が必要と認めるときは、1 使用月ごとに又は随時に徴収することができる。

第 4 条第 1 項中「毎使用月において」を「2 使用月ごとにおいて当使用月分及び前使用月分として」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合において、各使用月の排除した汚水の量は、それぞれ均等に排除したものとみなし、各使用月の排除した汚水の量に 1 立方メートル未満の端数が生じたときは、前使用月の排除した汚水の量の端数を切り上げ、当使用月の排除した汚水の量の端数を切り捨てるものとする。

第 4 条中第 2 項を第 3 項とし、第 1 項の次に次の 1 項を加える。

2 前項前段の規定にかかわらず、管理者が必要と認めるときは、1 使用月ごとに又は随時に使用料を算定することができる。

第 5 条第 1 項第 1 号中「場合は、」の次に「松阪市水道給水条例 (平成 17 年松阪市条例第 288 号) の規定に基づく」を加える。

別表中

「下水道使用料金表」

を

「下水道使用料金表

1 使用月につき」

に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成 30 年 10 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 第 1 条による改正後の松阪市水道給水条例 (以下「改正後の水道給水条例」という。) に規定する定例日及び第 2 条による改正後の松阪市公共下水道使用料条例 (以下「改正後の下水道使用料条例」という。) に規定する使用者が排除した汚水の量を算定する日について、この条例の施行の日以後最初のそれぞれの日は、

改正後の水道給水条例及び改正後の下水道使用料条例の規定にかかわらず、一部の地域において1箇月分として平成30年10月1日から平成30年10月31日までの間とできる。この場合において、徴収する水道料金及び公共下水道使用料は、平成30年10月分として1箇月分を徴収するものとする。